

（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク  
及び（仮称）相模川一之宮公園整備運営事業

## 基本協定書

令和8年〇月

寒川町

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク及び  
(仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業にかかる基本協定書（案）

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク及び(仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業(以下「本事業」という。)に関して、寒川町(以下「本町」という。)と、〇〇を代表企業とする設計・建設事業者、維持管理・運営事業者(指定管理者)、公募設置管理制度に基づく認定計画提出者(●●コンソーシアムをいう。以下、総称して「事業者」という。)との間で、以下のとおり基本協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し、事業者を選定事業者に決定したことを確認し、事業者が本事業を遂行する目的で組成するコンソーシアムと本町が事業請負契約及び各種協定等((仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク及び(仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業建設工事(設計・建設)請負契約書及び指定管理基本協定書、公募設置管理制度に基づく実施協定書と称し、以下これらを「事業契約等」という。)の締結に向けて、本町及び事業者の双方の義務について定めることを目的とする。

(本町及び事業者の義務)

第2条 本町及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者は、前項の理解を前提に、建築物の設計、建設工事、維持管理・運営、公募対象公園施設等の設置管理を一体として整備・管理運営するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

(異業種特定建設工事請負事業者及び指定管理者並びに認定計画提出者グループの組成)

【事業者の構成に合わせて加筆修正】

第3条 事業者は、令和〇年(△△年)\_\_月\_\_日までに、本事業を行う異業種特定建設工事共同事業体及び指定管理者のグループ並び認定計画提出者のグループを組成し、当該共同事業体もしくはグループに係る協定書の写しを本町に提出する。

2 事業者の代表者は、本施設の建設工事業務を実施する構成企業がなるものとする。

(業務の委託、請負) **【事業者の構成に合わせて加筆修正】**

第4条 事業者は、設計関連業務を〇〇に、建設工事業務を〇〇に、工事監理業務を〇〇に、維持管理・運営業務を〇〇に、公募対象公園施設の設置管理を〇〇に、それぞれ行わせるものとする。

(建設工事 (設計・建設) 請負契約書)

第5条 本町及び事業者は、本協定締結後、令和8年（2026年）3月13日を目途に、仮契約に係る協議を行い、締結せしめるべく最大限努力するものとする。なお、仮契約は、本事業に係る建設工事 (設計・建設) 請負契約に関する議案が寒川町議会の議決を経た場合に本契約となる。ただし、本事業については令和8年度予算の成立を前提としており、議会で予算案が否決された場合は、建設工事 (設計・建設) 請負契約を締結しない場合がある。

2 事業者は、協議際に改めて入札時積算数量書及び見積書を提出し、本町と協議するものとする。

(指定管理基本協定書)

第6条 本町及び事業者は、本協定締結後、令和9年（2027年）10月29日を目途に、指定管理基本協定に係る協議を行い、締結せしめるべく最大限努力するものとする。なお、本事業に係る指定管理基本協定に関する議案が寒川町議会の議決を経た場合に本協定となる。ただし、本事業については令和9年度予算の成立を前提としており、議会で予算案が否決された場合は、指定管理基本協定を締結しない場合がある。

2 事業者は、協議際に改めて提案時の積算数量書及び見積書を提出し、本町と協議するものとする。

(公募設置管理制度に基づく実施協定書)

2 本町及び事業者は、本協定締結後、令和8年（2026年）3月13日を目途に、公募設置管理制度に基づく実施協定に係る協議を行い、締結せしめるべく最大限努力するものとする。なお、本事業に係る実施協定に関する議案が寒川町議会の議決を経た場合に本協定となる。本協定後ただちに認定計画提出者は、認定公募設置等計画を作成し、本町の承諾を得るものとする。事業者は、協議際に改めて提案時の積算数量書及び見積書を提出し、本町と協議するものとする。

(事業契約等締結不調の場合における処理)

第7条 本町及び事業者は、事由の如何を問わず事業契約等の締結に至らなかった場合、既に本町及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 事業契約等の締結までに、事業者のいずれかが、【募集要項 Ⅲ事業者の募集及び選定に関する事項 6 参加者の備えるべき参加資格要件】における参加資格を欠く事態が発生した場合、又は本事業の事業者募集に係る不正行為が判明したときは、事業契約等に係る契約を締結しない。
- 3 本町は、前項のいずれかの事由が生じた場合、事業者に対し、【建設工事（設計・建設）請負契約書の契約金額の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額】を違約金として請求することができるものとする。事業者は、かかる違約金の支払義務を連帶して負担するものとする。

(準備行為)

第8条 建設工事（設計・建設）請負契約締結前であっても、事業者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとする。

- 2 事業者は、建設工事（設計・建設）請負契約締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を設計関連事業者、工事監理事業者及び建設工事請負事業者に引き継ぐものとする。

(秘密保持)

第9条 本町及び事業者は、本協定又は本事業に関して相手方から開示を受けた情報のうち開示不可と意思表示があったものに対して、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

- 2 次の情報は、前項の開示不可に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
  - (3) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
  - (4) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
  - (5) 本町が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
  - (6) 本町が本町議会の請求に基づき開示する情報
- 3 本町及び事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

(個人情報保護)

- 第10条 事業者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、本町が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から事業者が作成した個人情報（以下、これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び寒川町情報公開条例（平成11年12月21日条例第24号）並びに寒川町個人情報保護法施行条例（令和4年12月13日条例第27号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。
- 2 事業者は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。
  - 3 事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、本町に対し、速やかに報告する。
  - 4 前3項に定める他、事業者は、個人情報の保護に関する事項について、本町の指示に従わなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第11条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 本協定、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
  - 3 本協定の変更は書面で行う。
  - 4 本協定に係る訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

- 第12条 本協定に定めのない事項については、本事業契約等に定めるところに従うほか、いずれの本事業契約等にも定めがないときは、本町及び事業者が別途協議して定める。

以上を証するため、本協定を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

(寒川町) 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

寒川町長 木村 俊雄 印

(事業者) **【事業者の構成に合わせて加筆修正】**

[代表企業]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印

(事業者) **【事業者の構成に合わせて加筆修正】**

[構成企業]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印

[構成企業]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印

(事業者) **【事業者の構成に合わせて加筆修正】**

[構成企業]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印

[構成企業]

(所在地)

(団体名)

(代表者)

印